

「かたづけ・たい」参加の御検討をされる皆様へ

☆☆☆ 最初にお読みください ☆☆☆

「かたづけ・たい」は、通行の安全や町的美観を阻害している違反広告物について、皆様の自発的な意思によって、すでに撤去していたり、または、これから撤去していこうという活動を、市が正規に認める活動として認定し、必要な道具類等を提供する制度です。申請に際しましては次の点を十分御理解のうえ、御検討されるようお願いします。

☆ 活動に対する報酬は無償でお願いします。

☆ 市は、活動に必要な道具類（手袋、ゴミ袋、ニツパの類）の提供と、皆様を被保険者としたボランティア保険に加入します（ただし、無償で自発的な活動であることと、活動される方が常に特定の方であることが条件となります。）。

☆ この制度によって認定される活動は、皆様の自発的な意思によって行われるボランティア活動です。そのため、自己の責任範囲内での活動を第一として、決して無理のない活動の御検討をお願いします。

☆ この制度では、「はり紙」、「はり札」、「立看板」、「のぼり旗」、「金属・プラスチック板塗装看板」といった種類の違反広告物を撤去することができますが、法律や条例では、「はり紙」を除き、撤去した違反広告物をその場で破棄することは認められていませんので、後日、市が回収するまでの一時保管方法について十分協議のうえ、皆様で撤去する違反広告物の種類の選定をお願いします。

☆ ご提出いただきました路上違反簡易広告物撤去活動団体等認定申請書等記載の個人情報につきましては、目的外使用はいたしません。

「かたづけ・たい」制度とは

(大阪市路上違反簡易広告物撤去活動員制度の概要)

「かたづけ・たい」が撤去できる広告物

以下の条件を全て満たしている広告物を撤去していただけます。

- (1) 広告物の種類は、はり紙、はり札、立看板、金属・プラスチック板塗装看板、のぼり旗です。
- (2) 禁止されている道路上の物件に広告物が掲出されていること。※
- (3) 管理されずに放置されていること。
- (4) 営利を目的とした一般商業広告物であること。

なお、営利目的のはり紙については、禁止物件に貼り付けられていれば見つけ次第撤去できます。

※道路上の広告物掲出禁止物件とは

街路樹、信号機、道路標識、銅像、神仏像、記念碑、橋、トンネル、高架構造物、中央分離帯、歩道柵、車止め、里程標、地下道上屋、路上変圧器、道路照明灯、郵便ポスト、電話ボックス、電柱

「かたづけ・たい」が撤去できない広告物

- (1) 次の内容の広告物は撤去できません。市が対応します。
 - ・政治活動や労働運動活動にかかる広告物
 - ・国や市や警察等が公共的目的を持って設置するもの
 - ・緊急に公衆に周知させる必要があるもの (例：ガス漏れ危険等)
 - ・葬儀又は祭礼のため、一時的に設置するもの
- (2) 電柱の巻き付け広告
一定の規格で電柱に巻き付けられた広告は市の許可を受けたもので、違反広告物ではありません。(許可証シールが貼付されています)
- (3) 電話ボックス内の広告物
電話ボックスの内側に貼られた広告物は撤去できません。内側はNTTが対応します。(ボックスの外面に貼られている広告物は撤去できます)
- (4) 店の前に出されている広告物や、管理者が近くにいる広告物は管理されているので撤去できません。市が自主撤去を指導する等して対応します。

☆ 撤去できるかどうか判断に迷う場合は、撤去はせず、所轄工営所に連絡してください。

撤去活動は

- ・活動員証明書を携帯し、腕章を着用してください。
- ・安全確保のため、必ず2人以上で活動してください。
- ・交通安全に心がけ、事故のないように注意してください。
- ・通行人に注意を払って、通行の支障とならないように気をつけて活動してください。
- ・撤去した広告物は、はり紙以外は返還を求められることがありますので、みだりに破損しないようにしてください。(掲出者への返還は市が行います。)

- ・団体の代表者は、撤去活動を行った後は、「撤去活動報告書」（郵便はがき）を翌月5日までに郵送してください。

事故やトラブルが起こった時は

- ・作業中に事故が起こった場合は速やかに所轄工営所に連絡してください。
なお、交通事故等は、速やかに警察へ通報してください。
- ・トラブルが発生したときは、現場での処理は避け、所轄工営所に連絡してください。
- ・事故等の対応のため、活動日時と活動場所は、事前に「撤去活動計画書」又は「撤去活動連絡書」により本市に届け出てください。変更して活動する場合は、FAX等により連絡してください。

活動日時について

- ・建設局では、工営所の執務時間（平日の9時～17時30分）以外は、宿日直センターで緊急連絡を受け、担当職員に電話連絡する体制をとっていますが、工営所に職員が常駐していませんので、トラブル等が起こっても迅速な対応ができかねます。
土曜、日曜、祝日等に活動される場合は、事情をご理解お願いします。
- ・夜間の活動は、トラブルや事故が起こりやすいので避けてください。

撤去した広告物の取扱

- ・活動団体が撤去した広告物を本市の保管場所へ搬入される場合は、事前に所轄工営所と調整して、工営所の執務時間内に搬入してください。
- ・団体で一時保管される場合は、所轄工営所から団体の保管場所へ回収に伺います。
別途、回収日時を所轄工営所と調整のうえ、対応します。
いずれの場合も、回収は工営所の執務時間となります。
- ・仮置きする場合は、通行に支障とならない場所を事前に工営所と調整する必要があります。

大阪市市民活動保険について

- ・大阪市では市民の皆さんに安心して「かたづけ・たい」に参加いただけるように市民ボランティアを対象にした市民活動保険に加入しています。ただし、自発的に無償で撤去活動を行う方が対象となりますので会社等からの業務命令により活動される方や、活動中に賃金等の対価を得ている方は保険に加入できません。加入していても、給料を得ている時間内に事故にあった場合等では、保険金が出ませんのでご承知願います。